

建設経済常任委員会

令和3年11月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について

議案第 2 号 旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

出席委員（5名）

委員長 向 後 悦 世

副委員長 遠 藤 保 明

委 員 佐久間 茂 樹

委 員 木 内 欽 市

委 員 井 田 孝

欠席委員（1名）

委 員 高 木 寛

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（10名）

副 市 長 飯 島 茂

商工観光課長 加 瀬 博 久

農 水 産 課 長 多 田 一 徳

建 設 課 長 浪 川 正 彦

都市整備課長 栗 田 茂

上下水道課長 宮 負 亨

農業委員会
事務局 局長 向 後 秀 敬

その他担当員 3名

事務局職員出席者

事 務 局 長 花 澤 義 広

事務局次長 向 後 哲 浩

晃 菅 幹 主 副

開会 午前10時 0分

○委員長（向後悦世） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

コロナ感染症もだいぶ沈静化してきてはおりますが、まだまだ予断を許さない状況下にあると思われます。厳戒にコロナ感染症対策を留意されまして、健康面にもさらに留意されまして委員会に臨んでいただきたいと思います。

なお、高木寛委員におかれましては、入院のため欠席させていただきたいとの連絡がございましたので、ご了解願いたいと思います。

ただいまの出席委員は5名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

再開 午前10時 1分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず、冒頭、当委員会に関することではございませんが、テレビ、新聞報道などでご承知のことかと思いますが、おととい、17日水曜日早朝に、三川において、木造2階建て住宅延べ92平米を焼失した家屋火災が発生したところでございます。この火災によりまして、67歳の男性と32歳の息子さんが亡くなりまして、65歳の妻が負傷したとのことでございます。

67歳の夫は、今年3月に脳梗塞を患いまして、以後半身麻痺が残る状態となっております。32歳の息子さんは生まれつきの脳性麻痺というようなことで、ねたきりであったようでございます。市では、夫に対する介護サービスと、息子さんに対する障害福祉サービスを実施しておりまして、ケアマネジャーさんがお宅を訪問するなどの支援を行ってきたところがございます。

現在、警察による調査が続いておりますので、これ以上のことは申し上げることは差し控えさせていただきますが、このような事態となつてしまい、誠につらい気持ちでいっぱいあります。お二人のご冥福をお祈りいたしたいと思います。

では、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で2議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、次に、条例関係でございますが、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ可決くださいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（向後悦世） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（向後悦世） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月12日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての2議案であります。

議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構でございます。どうぞ。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） すみません、では、着座で失礼させていただきます。

議案第1号、令和3年度旭市一般会計補正予算の農水産課所管事項につきましては、本会議における説明以外はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） おはようございます。ご苦労さまです。

補正予算、農業振興費で、水田農業構造改革推進事業で4,257万6,000円補正されているわけですが、当初からどのくらい増えた、具体的に説明をお願いしたいと思うんですが、それは4番の畜産振興費もそうなんですが、2,300万円増えているんですが、具体的にどの辺が増えたのか。件数あるいは面積、その辺をちょっと説明いただければと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、予算の内容ですが、減反の事業に対する補助金と市単独事業に対する補助金のほうの増額となります。

まず、減反のほうの補助金の事業内容ですが、まず、担い手水田活用高度化対策事業としまして、そのうちの固定団地型というものがございます。こちらにつきましては、当初100ヘクタールの見込みでございました。それが、実績としまして56.5ヘクタール増えまして、156.5ヘクタールとなっております。これにつきましては、補正額のほうですが225万6,000円が増えてございます。

次に、飼料用米等生産支援事業というものになります。こちら、まず、定着支援型という中で、飼料用米につきましては、当初68ヘクタールということでしたが、見込みとしまして42.27ということで、こちらは25.7ヘクタール減っております。ですので、予算としてマイナスの18万8,000円が減ることになります。これは飼料用米の主力品種というものになります。

同じく、飼料用米での多収品目というものがございまして、こちら、当初370ヘクタールを予定しておりましたが、見込みとしまして、こちら、県の予算も増額されています。当初3,000円で見込んでいましたが、500円上がって3,500円となっております。それで、こちら3,500円の上がった分と当初の3,000円の分の2段階にちょっとなっておりまして、まず、

3,000円の補助の分については、11.79ヘクタールです。3,500円のほうの面積が367.9ヘクタールということになります。こちらのほうの補正額につきましては、増額での209万2,000円となっております。

続きまして、ホールクroppサイレージになります。こちら10アール当たりの単価が上がっております。当初1,500円だったものが2,000円になってございます。面積のほうは、当初70ヘクタールでしたが、こちら、マイナスの38.42ヘクタールということで、最終的に31.58ヘクタールで、減額で補正のほうは減額の42万6,000円になっています。

それから、米粉用米です。こちら当初の補助金額が1,500円でしたが、こちらが500円アップして2,000円になっております。面積のほうは当初1ヘクタール、こちらのほうは増減のほうはございません。

それから、もう1点としまして、拡大支援型というものがございまして、こちら、多収品目につきまして、10アール当たり1万円の補助ですが、当初20ヘクタールのものが51.52ヘクタール増えまして、71.52ヘクタールとなっております。こちら補正額のほうは515万2,000円になっています。

それと、次に、多収品目以外のものになります。こちら、当初5,000円の補助でしたが1,000円アップしまして6,000円となっております。面積としまして、当初10ヘクタールのものが123.06ヘクタール増えまして、133.06ヘクタールになってございます。補正額のほうは745万1,000円です。

それで、飼料用米等生産支援事業における補正額の合計が1,408万1,000円となっております。

最初の担い手水田活用高度化対策事業と飼料用米等生産支援事業の合わせました補正額が1,633万7,000円となっております。

続きまして、市の単独事業の分でございます。

こちら、まず、転作作物推進事業になります。こちらが同じく飼料用米としまして、耕種農家への補助となりまして、1キロ当たり20円の補助をしてございます。こちら、主食用米と多収品種用米とに分かれてございまして、まず、主食用米としまして、当初45ヘクタールの予定でしたが、補正としまして100.8ヘクタールの増加になりまして、145.8ヘクタールとなっております。こちらの補正額が1,209万6,000円です。多収品種につきましては、当初390ヘクタールでしたが、こちら、61.8ヘクタール増えまして、451.8ヘクタール、それで、補正額が889万9,200円となっています。

そのほかに、畜産農家への支援としまして、1キロ当たり2円の補助をしてございます。畜産農家への支援につきましても、主食用米、多収品種米と分かれておりまして、主食用米につきましては、当初35ヘクタール、こちらが110.8ヘクタール増えまして、145.8ヘクタールとなっております。こちらの補正額が132万9,600円になります。多収品目につきましては、当初390ヘクタールでございましたが、61.8ヘクタール増えまして、451.8ヘクタール、こちらが88万9,920円の補正となっております。

そのほかに、ホールクroppサイレージ、こちら10アール当たり1万2,000円の補助となっています。当初45ヘクタールのものが6ヘクタール増えまして、51ヘクタールとなっております。補正額が72万円です。

米粉用米になります。こちら、1キロ当たりやはり20円の補助となっておりますが、こちらは補正のほうはございません。

あと、麦……。

○委員長（向後悦世） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農水産課長、説明を続けてください。

○農水産課長（多田一徳） 同じ転作物推進事業のほうで、麦、大豆の景観形成が補助がございまして、10アール当たり1万円ですが、こちらは増減ございません。

もう1点、事業としまして、転作団地推進事業もございまして、こちらのほうも10アール当たり1万円の補助で、麦、大豆景観形成が対象となっておりますが、こちらのほうは補正はございません。

続きまして、県のほう補正額1,633万7,000円と市のほう、市単独事業の補正額2,393万6,000円の合計としまして、補正額が4,027万3,000円となっております。

すみません、畜産のほうです。

失礼しました。畜産のほうですが、これは畜産総合対策総合支援事業といたしまして、畜産農家の堆肥の公平に使うということで、ペレット化による必要な機械の導入となっております。

います。こちらの当初の計画といいますか、追加された事業となりまして、堆肥ペレットの製造装置の導入に対しての補助となります。こちら、国のほうの事業で、市の補助はございません。補助額は2分の1で、事業費が4,600万円、補助金が2,300万円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、よろしいですか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 丁寧な説明ありがとうございます。

それで、水田農業構造改革推進事業について再質問させてもらいますけれども、面積が変わった部分と単価が変わった部分、単価が500円あるいは1,000円というふうに上げられているということですが、どちらのほうが多いですかね。面積の査定というのは、当初の査定と大きく変わったんですか、増えたというのは。査定替えというのは。

○委員長（向後悦世） 農水産課長。

○農水産課長（多田一徳） まず、補助金の単価につきましては、県の単独のほうの事業で、当初は昨年度と同じもので設定をされていましたが、米価下落といったような状況の中で、県のほうで500円ないし1,000円の補助の増額を行ってございます。

それと、面積につきましては、やはり米価、消費者の米離れ、またはこのコロナの影響によりまして、お米の需要が減った中での米価の下落、そちらが影響した中で、飼料用米に対しての面積のほうが大幅といいますか、増えたような状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（向後悦世） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第2号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます資料、A4判で右上に「議案第2号 商工観光課」と記載さ

れたものになります。こちらの資料が本条例の概要を記載してございますので、こちらをご覧くださいながらご説明をいたします。

初めに、1、条例の目的でございます。

令和3年4月1日の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、干潟地域が過疎地域に指定されたことに伴いまして、事業者の設備投資等について、課税免除を行った場合、その減収分の75%が交付税措置を受けられることとなりました。本条例はこの制度を活用し、干潟地域に限り現行の企業誘致及び雇用の促進に関する条例の対象要件を緩和し、地域産業の持続的発展を目指すものでございます。

次に、2の条例の概要でございます。

まず、干潟地の設備投資に限り、課税免除を行うもので、要件については国の過疎法に準じるものでございます。期間は、固定資産税が課税される最初の年度から3年間で、公示日以降に取得しました設備等が対象となります。

対象業種は製造業、情報サービス業等、こちら、インターネット関係の附属サービス、あるいは情報サービス業などでございます。それと農林水産物等の販売業、あとは旅館業でございます。法人、個人は問わないということでございます。

対象となる設備といたしましては、事業用資産の取得に対するもので、家屋の取得、増改築、修繕、模様替え、家屋の敷地である土地の取得、その他、直接事業に供する設備となっており、倉庫や事務所などは対象外となっております。

取得価格の要件となりますが、資本金の規模に応じまして、次の表のとおり定められております。例えば、対象となる業種が製造業や旅館業の場合、資本金規模が5,000万円以下の事業者につきましては500万円以上の設備投資に対し課税免除が受けられることとなります。

また、農林水産物販売業、情報サービス業等につきましては、資本金の規模にかかわらず、500万円以上の設備投資が課税免除の対象となります。

表の下に米印になりますが、資本金の規模が5,000万円を超える事業者の取得等は、新設または増設に限るということを記載してございます。

施行期間は、公布の日から令和6年3月31日までの3年間としておりますが、今後、国により措置期間が延長されるものと想定をしております。

次に、3の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部改正ですが、このたび、制定する旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例における課税免除の適用期間中は、現行の旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例における課税免除を行わない旨の一

部改正を併せて行うもので、附則の第2項において規定しております。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

よろしくお願いします。

○委員長（向後悦世） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

遠藤保明委員。

○委員（遠藤保明） それでは、農林水産業の水産物、この中で土地の取得、農地の取得に関しても適用になりますか、これは。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○商工観光課長（加瀬博久） では、農林水産業の農地の取得に関しましては……。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長、挙手してからお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、すみません。ちょっとこちら、調べさせていただきたいと思います。詳しい資料がまず農地等に関しましてはないので、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、調べるということによろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、今日この資料を頂きましてありがとうございます。

それで、今日頂いた資料の中で、議案の中もそうなんですけれども、この表、表ナンバー、ついていないけれども、5,000万円以下で500万円以上の設備投資ですかね。これ、各5,000万円以下、500万円以上、5,000万円超1億円以下、1,000万円以上、1億円超、2,000万円以上と書いてありますけれども、それぞれの列で何件ぐらい見込んでいますか。金額はどのぐらい見込めますか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、こちら、件数にしましては、実は個々には出してございません。全体的に毎年、一、二件程度の申請がございまして、今トータル、年間で課税免除をしているのがだいたい8件、9件ぐらいでございます。

干潟地域に関しましては、やはり先ほどの8件、9件は市内全体の数ということで、干潟

地域がだいたい継続の件数だと1件、2件程度でございます。

それでよろしいですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間委員、よろしいですか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 幾つかあるんですけれども、1つずつ、すみません、お願いします。

まず、言い忘れましたけれども、これは対象地域は旧干潟町ですよね。全体ですよね。それで、減収分の75%が交付税措置されるという話でしたけれども、6年、あと3年か。3年ないやね、6年、2年半ですよね。2年半のうちで、どれぐらいの減収が見込まれて、どのぐらいの交付税が見込まれるのか、分かればお願いしたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、先ほどのご質問と関連しますが、だいたい全体でいいますと、全体というか、干潟地域でいいますと、税の額が560万円ぐらいになります。減収した固定資産税ですね、560万円ぐらいです。あと、交付税で補填される額が75%なので、420万円ぐらいだと思います。それで、実質市の負担としましては、140万円ぐらいの負担になるかと思います。

以上です。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） これ、私も議員をやらせていただいて15年、4期ですけれどもたちますけれども、合併当初の目的といいますか……。

○委員長（向後悦世） じゃ、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き佐久間委員、質疑を続けてください。

○委員（佐久間茂樹） 当時の干潟町の菅谷町長が言っていましたけれども、干潟町はこれから大変だという話を聞いていました。今回、こういうふうには旧干潟町が過疎地に指定さ

れたという話で、今まで何にもしてこられなかったのかなと、私自身反省しているところもあるんですけれども、この規模で、今560万円で160万円と言っていますけれども、この規模で過疎対策になるのかなと、こんなもので。これ、課長どう思っていますか。このお金で過疎対策になりますか。全くゼロとは言いませんけれども。

これは12号議案と関係あるんですよ。だから、2号と12号をなぜ分けたかというのも、まあいいんですけれども、これを見ると、幾つかあるんですけれども、やっぱり市営住宅、市営住宅の申込みが多いと。ここに書いてありますよね。市営住宅の改築じゃなくて、それならば市営住宅を増やす。特に干潟町は、ハイウエーバスのバス停、これは私、だいぶ前から言っているんですけれども、ハイウエーバスのバス停が2つあるわけですよ。

その近くにやっぱり住まい、都心まであそこから1時間半なんですよ、八重洲まで。旧旭、飯岡より20分くらい近いんですよ。成田もそうですけれども、そういった意味で、市営住宅がないと、20戸でも30戸でも50戸でも、私はずっと各バス停に最低でも20戸くらいは造ってほしいと言っているんですけれども、そういうことをしないと、とてもこれは焼け石に水というか、ただ交付税500万円くらいの予定して、本当に過疎対策になると思えないんだよね。幼稚園の問題、小学校の問題、干潟は大変ですよ。

これは私自身反省していますけれども、旧干潟町の職員と言ったら怒られちゃうから、市全体で干潟町だけじゃないですよ、海上町だってそう。海上中学校ももうそのまま。飯岡だって復興住宅を1個建てただけ。これで人口が増えるわけないよね。これは干潟町だけの問題じゃないと思うよね。

これ、全体でこんなことで、しかも2年半でしょう。こちらでは8年の3月になっているね。この計画とこれの整合性はどうなんですか、まず。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、計画とこの商工の条例との整合性ということでございますが、まず、うちのほうの指示では、3年という年度をいただいております。それで、この3年過ぎて、あと2年ですか、8年までは、その分は市単独で補助をしようということで考えております。

それで、現行制度も先ほどちょっと説明の中でちらっとしましたが、恐らく6年度の末から延びるんじゃないかということは予想されるそうです。ですから、あと、もし延長されなくても、市単独で補助をしていくということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） さっき560万円、160万円と言っていました、これは単年度じゃなくて、この年度全体の話ですか。

○委員長（向後悦世） 商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） こちらは1年間でございます。1年間の数字でございます。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） じゃ、取りあえず2年半、だいたい多くて3倍くらいは見込めるということですね。

こちらの12号議案での計画は、だいたい8年の3月31日の5年間となっているんですけども、こっちの条例の施行期間の延長はできるでしょうから、その辺はどのくらいあるかにもよるんですけども、考えておいてもらいたいと思うんですけどもどうですか。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） 商工観光のほうの条例につきましては、変更等、改正等していく考えております。

○委員長（向後悦世） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 特に、議案第12号のほうに結構いろいろあるんですけども、ここで所管でないということですけども、ちょっとできたら整合性を取ってお願いしたいなと思います。

以上です、いいです。

○委員長（向後悦世） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

商工観光課長。

○商工観光課長（加瀬博久） では、私のほうの質問の冒頭の遠藤委員からのご質問でございます。農水産業等販売業につきましては、農地に関しましては、該当にならないということでございます。すみません、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（向後悦世） 遠藤委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後悦世） 特にないようですので、議案第２号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後悦世） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第１号、令和３年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後悦世） 全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後悦世） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（向後悦世） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１０時４３分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 悦 世